

事 務 連 絡
平成 21 年 12 月 17 日

関係業団体の長 様

愛知県建設部建設企画課長

土木工事標準仕様書の改正予定について（通知）

本県の建設事業に日ごろから御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このたび本県では、工事標準仕様書を、下記のとおり改正する予定です。つきましては、会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 適用開始日

平成 22 年 4 月 1 日

2 改正概要

別紙の 1 のとおり

3 その他

平成 22 年 4 月版が、以下より出版されます。

第一法規株式会社 東海支社

電 話 052-961-6821

F A X 052-951-7376

担 当 建設企画課 建設技術グループ
電 話 052-954-6507
内 線 2890

土木工事標準仕様書平成22年4月1日適用改正概要について

【第1編総則編について】

1 改正趣旨

- (1) 契約事項についての明文化
- (2) 提出書類の簡素化

2 改正概要

- (1) 1-1-3 設計図書の照査等
 - ア 設計図書の照査結果について、提出書類を規定。
 - イ 「設計図書の照査ガイドライン」の位置づけの明確化。
 - ア 章立ての見直し
- (2) 1-1-6 施工計画書
 - ア 施工計画書の省略項目の拡大
 - イ 変更施工計画書の作成義務条件の緩和
- (3) 1-1-7 コリンズ登録
 - ア 名称変更
 - イ 変更時登録の拡大（国土交通省準拠）
- (4) 1-1-16 設計図書の変更
 - 「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」の位置づけ
- (5) 1-1-31 手すり先行足場
 - 掲載箇所の変更及びガイドラインの適用年月日の変更
- (6) 1-1-45 提出書類
 - 一部割愛
- (7) 1-11-50 主任技術者（監理技術者）及び現場代理人
 - ア 営業所の専任技術者の兼務の禁止
 - イ 恒常的雇用関係の定義
 - ウ 現場代理人の常駐の運用

【第3編工事共通編から第12編適用基準一覧表について】

1 改正概要

- (1) 第3編～第10編
 - ア 章立ての見直し
 - (ア) 各編共通となる項目を共通編へ（例：法枠工、アンカー工など）
 - (イ) 境界工の取扱い
 - 第4編、第5編、第6編、第7編に記載のあったものを、統括して記載。

イ 各章第2節 適用すべき諸基準の記載方法の変更

(ア) 名称の変更 適用基準に

(イ) 適用図書を一覧表にして巻末へ一括掲載

本文中で引用している基準：適用基準

本文中で引用していない基準：参考基準 として区別

(2) 第11編 電気通信設備・機械編

国土交通省の改正年月日を記載。

【出来形管理基準】

1 主な改正箇所

ア 第4編 8-4 除草工

写真管理のみとする。

イ 写真撮影箇所一覧表

(ア) その他→各編へ移動

(イ) 河川除草

撮影項目を除草法長から除草範囲、刈取り高さへ